

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例の一部改正)

第 1 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除等に関する条例（平成元年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 4 3 条の 2」を「第 2 4 3 条の 2 の 2」に改める。

(青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市病院事業の設置等に関する条例(昭和 4 1 年条例第 4 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2」を「第 2 4 3 条の 2 の 2」に改める。

(青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 2 4 3 条の 2」を「第 2 4 3 条の 2 の 2」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。